



- ※第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内のうち建蔽率50％と定める区域の建築物の外壁の後面投影面積は1.0mとす。
- ※第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は10mとする。
- ※全ての準工業地域に特別用途地域(大規模商業施設立地制限地域)を指定する。(1万㎡を超える店舗等の立地を制限)
- ※用途地域の指定のない区域(墨田区下宿新町地区を除く)の容積率は200％、建蔽率は60％とする。
- ※上石津地域は都市計画区域外とする。
- ※本国の各地域地区の界線、道路、公園の位置及び区域は、その概略を示すものとする。



0 100 500 1,000 1,500 2,000m